

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事
工事地名	甲府河川国道事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 7年 3月
2) 事務所名	甲府河川国道事務所 防災課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	1 式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	甲府地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 2 0 号	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 5日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		79,620,000			1年目
工事価格			式	1		79,620,000			2年目
工事価格			式	1		159,240,000			工事全体
消費税相当額			式	1		15,924,000			
工事費計			式	1		175,164,000			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電気設備 【令和8年度】		式	1		41,751,284				
道路照明維持補修工 【令和8年度】		式	1		37,089,734				
道路照明維持工		式	1		22,972,420				
維持材料費		式	1		13,921,120			内-1号	
補修 A 1		回	20	167,700	3,354,000			単-1号	
補修 A 2		回	5	83,840	419,200			単-2号	
補修 B 1		回	10	152,800	1,528,000			単-3号	
補修 B 2		回	5	76,370	381,850			単-4号	
補修 C 1		回	5	125,300	626,500			単-5号	
補修 C 2		回	15	62,650	939,750			単-6号	
補修 D 1 【夜間】		回	1	238,600	238,600			単-7号	
補修 D 2 【夜間】		回	1	119,300	119,300			単-8号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
補修 E 1 【夜間】		回	1	225,500	225,500			単-9号	
補修 E 2 【夜間】		回	1	112,800	112,800			単-10号	
補修 F 1 【夜間】		回	1	184,300	184,300			単-11号	
補修 F 2 【夜間】		回	10	92,150	921,500			単-12号	
トンネル・洞門照明器具清掃工		式	1		14,117,314				
トンネル照明器具清掃工	笹子トンネル (764灯)	回	1	1,556,000	1,556,000			単-13号	
トンネル照明器具清掃工	不動トンネル (4灯)	回	1	8,144	8,144			単-14号	
トンネル照明器具清掃工	都留トンネル (81灯)	回	1	165,000	165,000			単-15号	
トンネル照明器具清掃工	都留第二トンネル (216灯)	回	1	439,800	439,800			単-16号	
トンネル照明器具清掃工	観音トンネル (9灯)	回	1	18,330	18,330			単-17号	
トンネル照明器具清掃工	スバル立体下 (10灯)	回	1	20,360	20,360			単-18号	
トンネル照明器具清掃工	万沢トンネル (53灯)	回	1	108,000	108,000			単-19号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
トンネル照明器具清掃工	塩沢トンネル (290灯)	回	1	590,500	590,500			単-20号	
トンネル照明器具清掃工	南部トンネル (350灯)	回	1	712,600	712,600			単-21号	
トンネル照明器具清掃工	新榎ノ木トンネル (69灯)	回	1	140,500	140,500			単-22号	
トンネル照明器具清掃工	西島トンネル (222灯)	回	1	452,000	452,000			単-23号	
トンネル照明器具清掃工	身延トンネル (86灯)	回	1	175,100	175,100			単-24号	
トンネル照明器具清掃工	大月第一トンネル (186灯)	回	1	378,700	378,700			単-25号	
トンネル照明器具清掃工	大月第二トンネル (135灯)	回	1	274,900	274,900			単-26号	
洞門照明器具清掃工	長柿洞門 (19灯)	回	1	38,690	38,690			単-27号	
洞門照明器具清掃工	宮原洞門 (35灯)	回	1	71,260	71,260			単-28号	
洞門照明器具清掃工	切石洞門 (27灯)	回	1	54,980	54,980			単-29号	
洞門照明器具清掃工	豊岡洞門 (13灯)	回	1	26,470	26,470			単-30号	
洞門照明器具清掃工	富士洞門 (41灯)	回	1	83,480	83,480			単-31号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
洞門照明器具清掃工	境川洞門 (45灯)	回	1	91,620	91,620			単-32号	
洞門照明器具清掃工	切久保洞門 (5灯)	回	1	10,180	10,180			単-33号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第一トンネル (90灯)	回	1	247,300	247,300			単-34号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第二トンネル (185灯)	回	1	508,200	508,200			単-35号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	和田トンネル (171灯)	回	1	469,800	469,800			単-36号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	角打トンネル (123灯)	回	1	337,900	337,900			単-37号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	丸滝トンネル (190灯)	回	1	522,000	522,000			単-38号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第一トンネル (106灯)	回	1	291,200	291,200			単-39号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第二トンネル (181灯)	回	1	497,300	497,300			単-40号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第一トンネル (142灯)	回	1	390,100	390,100			単-41号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第二トンネル (113灯)	回	1	310,500	310,500			単-42号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	上八木沢トンネル (191灯)	回	1	524,700	524,700			単-43号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第一トンネル (139灯)	回	1	381,900	381,900			単-44号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第二トンネル (59灯)	回	1	162,100	162,100			単-45号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第三トンネル (71灯)	回	1	195,100	195,100			単-46号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第四トンネル (248灯)	回	1	681,300	681,300			単-47号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		塩沢トンネル (164灯)	回	1	450,600	450,600			単-48号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		醍醐山トンネル (306灯)	回	1	840,600	840,600			単-49号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		一色トンネル (257灯)	回	1	706,000	706,000			単-50号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		城山トンネル (281灯)	回	1	772,000	772,000			単-51号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		鴨狩津向トンネル (150灯)	回	1	412,100	412,100			単-52号
仮設工			式	1		4,661,550			
交通管理工			式	1		4,661,550			
交通誘導警備員			式	1		3,835,200			内-2号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員 【夜間】		式	1		826, 350			内-3号	
直接工事費		式	1		41, 751, 284				
共通仮設費		式	1		4, 759, 000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		4, 759, 000				
純工事費		式	1		46, 510, 284				
現場管理費		式	1		20, 976, 000				
工事原価		式	1		67, 486, 284				
一般管理費等		式	1		12, 133, 716				
工事価格		式	1		79, 620, 000				
消費税相当額		式	1		7, 962, 000				
工事費計		式	1		87, 582, 000				

一式当たり内訳書

維持材料費

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
L E D道路照明灯具（建電協型）	K C E 1 0 0 - 2	台・本	30	157,000	4,710,000			
L E D道路照明灯具（建電協型）	K C E 0 7 0 - 2	台・本	60	141,000	8,460,000			
L E D道路照明器具（建電協型）用専用ケーブル	直線型ポール用	本	90	7,830	704,700			
蛍光ランプ（直管形）	FL-20（スタータ形）	個	3	440	1,320			
蛍光ランプ（直管形）	FLR-40（レゾットスタート形）	個	55	820	45,100			
合 計					13,921,120			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	90	19,080	1,717,200			
交通誘導警備員B		人日	120	17,650	2,118,000			
合 計					3,835,200			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 3号内訳書 【夜間】

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	15	28,620	429,300			
交通誘導警備員B		人日	15	26,470	397,050			
合 計					826,350			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一1号	補修A 1		単位	回	数量	1	単価	167, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	31, 620	63, 240		
普通作業員			人	1	27, 438	27, 438		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型1 1. 0～1 2. 0 m 2 0 0 k g 2名	時間	8	9, 623	76, 984		
計						167, 662		
単価						167, 700	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	補修A 2		単位	回	数量	1	単価	83,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	31,620	31,620		
普通作業員			人	0.5	27,438	13,719		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型 1 1. 0 ~ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	4	9,623	38,492		
計						83,831		
単価						83,840	円/回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-3号	補修B 1		単位	回	数量	1	単価	152,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	31,620	63,240		
普通作業員			人	1	27,438	27,438		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	時間	8	7,757	62,056		
計						152,734		
単価						152,800	円/回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一4号	補修B 2		単位	回	数量	1	単価	76, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	31, 620	31, 620		
普通作業員			人	0. 5	27, 438	13, 719		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	4	7, 757	31, 028		
計						76, 367		
単価						76, 370	円／回	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単-5号	補修C 1		単位	回	数量	1	単価	125, 300	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電工			人	2	31, 620	63, 240			
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	8	7, 757	62, 056			
計						125, 296			
単価						125, 300	円／回		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単-6号	補修C 2		単位	回	数量	1	単価	62,650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	31,620	31,620		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	4	7,757	31,028		
計						62,648		
単価						62,650	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一7号	補修D 1 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	238,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	47,430	94,860		
普通作業員			人	1	41,157	41,157		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型11. 0～12. 0m 200kg 2名	時間	8	12,820	102,560		
計						238,577		
単価						238,600	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一8号	補修D 2 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	119,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	47,430	47,430		
普通作業員			人	0.5	41,157	20,578.5		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型11.0～12.0m 200kg 2名	時間	4	12,820	51,280		
計						119,288.5		
単価						119,300	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一9号	補修E 1 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	225, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	47, 430	94, 860		
普通作業員			人	1	41, 157	41, 157		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	8	11, 180	89, 440		
計						225, 457		
単価						225, 500	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一10号	補修E 2 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	112,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	47,430	47,430		
普通作業員			人	0.5	41,157	20,578.5		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	時間	4	11,180	44,720		
計						112,728.5		
単価						112,800	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単一11号	補修 F 1 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	184, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工								
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員 5 名 排気量 1. 5 L	人	2	47, 430	94, 860		
			時間	8	11, 180	89, 440		
計						184, 300		
単価						184, 300	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単一12号	補修 F 2 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	92, 150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工								
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員 5 名 排気量 1. 5 L	人	1	47, 430	47, 430		
			時間	4	11, 180	44, 720		
計						92, 150		
単価						92, 150	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一13号	トンネル照明器具清掃工	笹子トンネル (764灯)	単位	回	数量	1	単価	1,556,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	764	2,036	1,555,504		
計						1,555,504		
単価						1,556,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一14号	トンネル照明器具清掃工	不動トンネル (4灯)	単位	回	数量	1	単価	8,144
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	4	2,036	8,144		
計						8,144		
単価						8,144	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一15号	トンネル照明器具清掃工	都留トンネル（81灯）	単位	回	数量	1	単価	165,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	81	2,036	164,916		
計						164,916		
単価						165,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一16号	トンネル照明器具清掃工	都留第二トンネル（216灯）	単位	回	数量	1	単価	439,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	216	2,036	439,776		
計						439,776		
単価						439,800	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一17号	トンネル照明器具清掃工	観音トンネル (9灯)	単位	回	数量	1	単価	18,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	9	2,036	18,324		
計						18,324		
単価						18,330	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一18号	トンネル照明器具清掃工	スバル立体下 (10灯)	単位	回	数量	1	単価	20,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	10	2,036	20,360		
計						20,360		
単価						20,360	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一19号	トンネル照明器具清掃工	万沢トンネル (53灯)	単位	回	数量	1	単価	108,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	53	2,036	107,908		
計						107,908		
単価						108,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一20号	トンネル照明器具清掃工	塩沢トンネル (290灯)	単位	回	数量	1	単価	590,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	290	2,036	590,440		
計						590,440		
単価						590,500	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一21号	トンネル照明器具清掃工	南部トンネル (350灯)	単位	回	数量	1	単価	712, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	350	2, 036	712, 600		
計						712, 600		
単価						712, 600	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一22号	トンネル照明器具清掃工	新榎ノ木トンネル (69灯)	単位	回	数量	1	単価	140, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	69	2, 036	140, 484		
計						140, 484		
単価						140, 500	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一23号	トンネル照明器具清掃工	西島トンネル (222灯)	単位	回	数量	1	単価	452,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	222	2,036	451,992		
計						451,992		
単価						452,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一24号	トンネル照明器具清掃工	身延トンネル (86灯)	単位	回	数量	1	単価	175,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	86	2,036	175,096		
計						175,096		
単価						175,100	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一25号	トンネル照明器具清掃工	大月第一トンネル (186灯)	単位	回	数量	1	単価	378,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	186	2,036	378,696		
計						378,696		
単価						378,700	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一26号	トンネル照明器具清掃工	大月第二トンネル (135灯)	単位	回	数量	1	単価	274,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	135	2,036	274,860		
計						274,860		
単価						274,900	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一27号	洞門照明器具清掃工	長柿洞門（19灯）	単位	回	数量	1	単価	38,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	19	2,036	38,684		
計						38,684		
単価						38,690	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一28号	洞門照明器具清掃工	宮原洞門（35灯）	単位	回	数量	1	単価	71,260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	35	2,036	71,260		
計						71,260		
単価						71,260	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一29号	洞門照明器具清掃工	切石洞門（27灯）	単位	回	数量	1	単価	54,980
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	27	2,036	54,972		
計						54,972		
単価						54,980	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一30号	洞門照明器具清掃工	豊岡洞門（13灯）	単位	回	数量	1	単価	26,470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	13	2,036	26,468		
計						26,468		
単価						26,470	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一31号	洞門照明器具清掃工	富士洞門（41灯）	単位	回	数量	1	単価	83,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	41	2,036	83,476		
計						83,476		
単価						83,480	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一32号	洞門照明器具清掃工	境川洞門（45灯）	単位	回	数量	1	単価	91,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	45	2,036	91,620		
計						91,620		
単価						91,620	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一33号	洞門照明器具清掃工	切久保洞門（5灯）	単位	回	数量	1	単価	10,180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	5	2,036	10,180		
計						10,180		
単価						10,180	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一34号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第一トンネル（90灯）	単位	回	数量	1	単価	247,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	90	2,747	247,230		
計						247,230		
単価						247,300	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一35号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第二トンネル（185灯）	単位	回	数量	1	単価	508,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	185	2,747	508,195		
計						508,195		
単価						508,200	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一36号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	和田トンネル（171灯）	単位	回	数量	1	単価	469,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	171	2,747	469,737		
計						469,737		
単価						469,800	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一37号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	角打トンネル（123灯）	単位	回	数量	1	単価	337,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	123	2,747	337,881		
計						337,881		
単価						337,900	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一38号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	丸滝トンネル（190灯）	単位	回	数量	1	単価	522,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	190	2,747	521,930		
計						521,930		
単価						522,000	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一39号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第一トンネル（106灯）	単位	回	数量	1	単価	291,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	106	2,747	291,182		
計						291,182		
単価						291,200	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一40号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第二トンネル（181灯）	単位	回	数量	1	単価	497,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	181	2,747	497,207		
計						497,207		
単価						497,300	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一41号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第一トンネル（142灯）	単位	回	数量	1	単価	390,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	142	2,747	390,074		
計						390,074		
単価						390,100	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一42号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第二トンネル（113灯）	単位	回	数量	1	単価	310,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	113	2,747	310,411		
計						310,411		
単価						310,500	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一43号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	上八木沢トンネル (191灯)	単位	回	数量	1	単価	524,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	191	2,747	524,677		
計						524,677		
単価						524,700	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一44号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第一トンネル (139灯)	単位	回	数量	1	単価	381,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	139	2,747	381,833		
計						381,833		
単価						381,900	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一45号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第二トンネル（59灯）	単位	回	数量	1	単価	162,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	59	2,747	162,073		
計						162,073		
単価						162,100	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一46号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第三トンネル（71灯）	単位	回	数量	1	単価	195,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	71	2,747	195,037		
計						195,037		
単価						195,100	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一47号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第四トンネル（248灯）	単位	回	数量	1	単価	681,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	248	2,747	681,256		
計						681,256		
単価						681,300	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一48号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	塩沢トンネル（164灯）	単位	回	数量	1	単価	450,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	164	2,747	450,508		
計						450,508		
単価						450,600	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一49号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	醍醐山トンネル（306灯）	単位	回	数量	1	単価	840,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	306	2,747	840,582		
計						840,582		
単価						840,600	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一50号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	一色トンネル（257灯）	単位	回	数量	1	単価	706,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	257	2,747	705,979		
計						705,979		
単価						706,000	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一51号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	城山トンネル（281灯）	単位	回	数量	1	単価	772,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	281	2,747	771,907		
計						771,907		
単価						772,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一52号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	鴨狩津向トンネル（150灯）	単位	回	数量	1	単価	412,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	150	2,747	412,050		
計						412,050		
単価						412,100	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	LED道路照明灯具（建電協型）	KCE100-2	単位	台・本	数量	1	単価	157,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
LED道路照明器具（建電協型）		KCE100-2	台	1	157,000	157,000		
計						157,000		
単価						157,000	円／台・本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	LED道路照明灯具（建電協型）	KCE070-2	単位	台・本	数量	1	単価	141,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
LED道路照明器具（建電協型）		KCE070-2	台	1	141,000	141,000		
計						141,000		
単価						141,000	円／台・本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型１１．０～１２．０ｍ ２００ｋｇ ２名	単位	時間	数量	1	単価	9,623
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0.2	31,926	6,385		
	軽油		L	3.6	130	468		
	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型１１．０～１２．０ｍ ２００ｋｇ ２名	時間	1	2,770	2,770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,623		
	単価					9,623	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1. 5 L	単位	時間	数量	1	単価	7,757
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.25	27,336	6,834		
ガソリン		レギュラー	L	2.7	141	380		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	1	543	543		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,757		
単価						7,757	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型１１．０～１２．０ｍ ２００ｋｇ ２名	単位	時間	数量	1	単価	12,820
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0.2	47,889	9,577		
	軽油		L	3.6	130	468		
	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型１１．０～１２．０ｍ ２００ｋｇ ２名	時間	1	2,770	2,770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					12,820		
	単価					12,820	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1. 5 L	単位	時間	数量	1	単価	11,180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.25	41,004	10,251		
ガソリン		レギュラー	L	2.7	141	380		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	1	543	543		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						11,180		
単価						11,180	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	表面及び内面清掃		単位	灯	数量	100	単価	2,036
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.6	33,966	20,379		
普通作業員			人	2.2	27,438	60,363		
高所作業車運転		表面及び内面清掃	日	2.1	56,600	118,860		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		3,998		
計						203,600		
単価						2,036	円／灯	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	表面及び内面清掃		単位	灯	数量	100	単価	2,747
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.6	50,949	30,569		
普通作業員			人	2.2	41,157	90,545		
高所作業車運転		表面及び内面清掃	日	2.1	70,270	147,567		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		6,019		
計						274,700		
単価						2,747	円／灯	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	19, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	19, 074	19, 074		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						19, 080		
単価						19, 080	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 646	17, 646		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 650		
単価						17, 650	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002500
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 28, 620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	28, 611	28, 611	
諸雑費（まるめ）			式	1		9	
計						28, 620	
単価						28, 620	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002500
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 26, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	26, 469	26, 469	
諸雑費（まるめ）			式	1		1	
計						26, 470	
単価						26, 470	円／人日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	高所作業車運転	表面及び内面清掃	単位	日	数量	1	単価	56,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	27,336	27,336		
	軽油		L	23	130	2,990		
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[フ-ム型・幅広デッキ旋回タイプ] 作業床高8～10m未満	日	1.42	18,500	26,270		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					56,600		
	単価					56,600	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	高所作業車運転	表面及び内面清掃	単位	日	数量	1	単価	70,270
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	41,004	41,004		
	軽油		L	23	130	2,990		
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[フ-ム型・幅広テ-ッキ旋回タイプ] 作業床高8～10m未満	日	1.42	18,500	26,270		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					70,270		
	単価					70,270	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	41,751,284	直接工事費	41,751,284	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		41,751,284	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		41,751,284		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.14 %		0 %		
施工地域等補正		1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		11.4 %				
計上額		4,759,000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	41,751,284		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）					0
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,759,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	46,510,284	単独（追加工事）直接工事費	41,751,284	単独（追加工事）共通仮設費	4,759,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	46,510,284	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	46,510,284		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.49　％		0　％		0　％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	45.1　％（43.79％ × 週休1.03）		0　％		
計上額	20,976,000		0		0
			3,718,254（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費

電気通信技術者

電気通信技術員

技術者間接費率

技術者間接費

SI技術者労務費

SI電気通信技術者

SI電気通信技術員

SI技術者間接費率

SI技術者間接費

技術者間接費計上額

(2) 機器管理費

機器単体費

機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】

機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】

機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】

機器管理費対象外

機器管理費対象額

機器管理費率（補正前）

補正係数

機器管理費率（補正後）

機器管理費計上額

機器間接費費計上額

0

0

0

0

0

0

18.22 %

0

0 %

0

0

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所 防災課	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	主工種	道路維持工事
契約区分	国債（翌債を含む）の分任官		

工事原価	67,486,284				
純工事費	46,510,284	現場管理費	20,976,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	0	工場製作原価	0		
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	67,486,284	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	67,486,284	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	67,486,284				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.95 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	12,133,716				
業務委託料等	0				
調査基準価格	79,101,000				
調査基準価格の100/110	71,910,000	（ 90.32 % ）			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電気設備 【令和 9 年度】		式	1		41,751,284				
道路照明維持補修工 【令和 9 年度】		式	1		37,089,734				
道路照明維持工		式	1		22,972,420				
維持材料費		式	1		13,921,120			内-1号	
補修 A 1		回	20	167,700	3,354,000			単-1号	
補修 A 2		回	5	83,840	419,200			単-2号	
補修 B 1		回	10	152,800	1,528,000			単-3号	
補修 B 2		回	5	76,370	381,850			単-4号	
補修 C 1		回	5	125,300	626,500			単-5号	
補修 C 2		回	15	62,650	939,750			単-6号	
補修 D 1 【夜間】		回	1	238,600	238,600			単-7号	
補修 D 2 【夜間】		回	1	119,300	119,300			単-8号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
補修 E 1 【夜間】		回	1	225,500	225,500			単-9号	
補修 E 2 【夜間】		回	1	112,800	112,800			単-10号	
補修 F 1 【夜間】		回	1	184,300	184,300			単-11号	
補修 F 2 【夜間】		回	10	92,150	921,500			単-12号	
トンネル・洞門照明器具清掃工		式	1		14,117,314				
トンネル照明器具清掃工	笹子トンネル (764灯)	回	1	1,556,000	1,556,000			単-13号	
トンネル照明器具清掃工	不動トンネル (4灯)	回	1	8,144	8,144			単-14号	
トンネル照明器具清掃工	都留トンネル (81灯)	回	1	165,000	165,000			単-15号	
トンネル照明器具清掃工	都留第二トンネル (216灯)	回	1	439,800	439,800			単-16号	
トンネル照明器具清掃工	観音トンネル (9灯)	回	1	18,330	18,330			単-17号	
トンネル照明器具清掃工	スバル立体下 (10灯)	回	1	20,360	20,360			単-18号	
トンネル照明器具清掃工	万沢トンネル (53灯)	回	1	108,000	108,000			単-19号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
トンネル照明器具清掃工	塩沢トンネル (290灯)	回	1	590,500	590,500			単-20号	
トンネル照明器具清掃工	南部トンネル (350灯)	回	1	712,600	712,600			単-21号	
トンネル照明器具清掃工	新榎ノ木トンネル (69灯)	回	1	140,500	140,500			単-22号	
トンネル照明器具清掃工	西島トンネル (222灯)	回	1	452,000	452,000			単-23号	
トンネル照明器具清掃工	身延トンネル (86灯)	回	1	175,100	175,100			単-24号	
トンネル照明器具清掃工	大月第一トンネル (186灯)	回	1	378,700	378,700			単-25号	
トンネル照明器具清掃工	大月第二トンネル (135灯)	回	1	274,900	274,900			単-26号	
洞門照明器具清掃工	長柿洞門 (19灯)	回	1	38,690	38,690			単-27号	
洞門照明器具清掃工	宮原洞門 (35灯)	回	1	71,260	71,260			単-28号	
洞門照明器具清掃工	切石洞門 (27灯)	回	1	54,980	54,980			単-29号	
洞門照明器具清掃工	豊岡洞門 (13灯)	回	1	26,470	26,470			単-30号	
洞門照明器具清掃工	富士洞門 (41灯)	回	1	83,480	83,480			単-31号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
洞門照明器具清掃工	境川洞門 (45灯)	回	1	91,620	91,620			単-32号	
洞門照明器具清掃工	切久保洞門 (5灯)	回	1	10,180	10,180			単-33号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第一トンネル (90灯)	回	1	247,300	247,300			単-34号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第二トンネル (185灯)	回	1	508,200	508,200			単-35号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	和田トンネル (171灯)	回	1	469,800	469,800			単-36号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	角打トンネル (123灯)	回	1	337,900	337,900			単-37号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	丸滝トンネル (190灯)	回	1	522,000	522,000			単-38号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第一トンネル (106灯)	回	1	291,200	291,200			単-39号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第二トンネル (181灯)	回	1	497,300	497,300			単-40号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第一トンネル (142灯)	回	1	390,100	390,100			単-41号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第二トンネル (113灯)	回	1	310,500	310,500			単-42号	
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	上八木沢トンネル (191灯)	回	1	524,700	524,700			単-43号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第一トンネル (139灯)	回	1	381,900	381,900			単-44号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第二トンネル (59灯)	回	1	162,100	162,100			単-45号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第三トンネル (71灯)	回	1	195,100	195,100			単-46号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		楮根第四トンネル (248灯)	回	1	681,300	681,300			単-47号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		塩沢トンネル (164灯)	回	1	450,600	450,600			単-48号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		醍醐山トンネル (306灯)	回	1	840,600	840,600			単-49号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		一色トンネル (257灯)	回	1	706,000	706,000			単-50号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		城山トンネル (281灯)	回	1	772,000	772,000			単-51号
トンネル照明器具清掃工 【夜間】		鴨狩津向トンネル (150灯)	回	1	412,100	412,100			単-52号
仮設工			式	1		4,661,550			
交通管理工			式	1		4,661,550			
交通誘導警備員			式	1		3,835,200			内-2号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電気設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員 【夜間】		式	1		826, 350			内-3号	
直接工事費		式	1		41, 751, 284				
共通仮設費		式	1		4, 759, 000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		4, 759, 000				
純工事費		式	1		46, 510, 284				
現場管理費		式	1		20, 976, 000				
工事原価		式	1		67, 486, 284				
一般管理費等		式	1		12, 133, 716				
工事価格		式	1		79, 620, 000				
消費税相当額		式	1		7, 962, 000				
工事費計		式	1		87, 582, 000				

一式当たり内訳書

維持材料費

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
L E D道路照明灯具（建電協型）	K C E 1 0 0 - 2	台・本	30	157,000	4,710,000			
L E D道路照明灯具（建電協型）	K C E 0 7 0 - 2	台・本	60	141,000	8,460,000			
L E D道路照明器具（建電協型）用専用ケーブル	直線型ポール用	本	90	7,830	704,700			
蛍光ランプ（直管形）	FL-20（スタータ形）	個	3	440	1,320			
蛍光ランプ（直管形）	FLR-40（レトロスタート形）	個	55	820	45,100			
合 計					13,921,120			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	90	19,080	1,717,200			
交通誘導警備員B		人日	120	17,650	2,118,000			
合 計					3,835,200			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 3号内訳書 【夜間】

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	15	28,620	429,300			
交通誘導警備員B		人日	15	26,470	397,050			
合 計					826,350			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一1号	補修A 1		単位	回	数量	1	単価	167, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	31, 620	63, 240		
普通作業員			人	1	27, 438	27, 438		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	8	9, 623	76, 984		
計						167, 662		
単価						167, 700	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	補修A 2		単位	回	数量	1	単価	83,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	31,620	31,620		
普通作業員			人	0.5	27,438	13,719		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型 1 1. 0 ~ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	4	9,623	38,492		
計						83,831		
単価						83,840	円/回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単-3号	補修B 1		単位	回	数量	1	単価	152,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	31,620	63,240		
普通作業員			人	1	27,438	27,438		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	時間	8	7,757	62,056		
計						152,734		
単価						152,800	円/回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一4号	補修B 2		単位	回	数量	1	単価	76, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	31, 620	31, 620		
普通作業員			人	0. 5	27, 438	13, 719		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	4	7, 757	31, 028		
計						76, 367		
単価						76, 370	円／回	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単一5号	補修C 1		単位	回	数量	1	単価	125, 300	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電工			人	2	31, 620	63, 240			
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	8	7, 757	62, 056			
計						125, 296			
単価						125, 300	円／回		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単-6号	補修C 2		単位	回	数量	1	単価	62,650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	31,620	31,620		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	4	7,757	31,028		
計						62,648		
単価						62,650	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一7号	補修D 1 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	238, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	47, 430	94, 860		
普通作業員			人	1	41, 157	41, 157		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	8	12, 820	102, 560		
計						238, 577		
単価						238, 600	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一8号	補修D 2 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	119,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1	47,430	47,430		
普通作業員			人	0.5	41,157	20,578.5		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型11.0～12.0m 200kg 2名	時間	4	12,820	51,280		
計						119,288.5		
単価						119,300	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一9号	補修E 1 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	225, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2	47, 430	94, 860		
普通作業員			人	1	41, 157	41, 157		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	8	11, 180	89, 440		
計						225, 457		
単価						225, 500	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一10号	補修E 2 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	112,800
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電工		人	1	47,430	47,430			
普通作業員		人	0.5	41,157	20,578.5			
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1.5L	時間	4	11,180	44,720			
計					112,728.5			
単価					112,800	円／回		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単一11号	補修 F 1 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	184, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工								
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員 5 名 排気量 1. 5 L	人	2	47, 430	94, 860		
			時間	8	11, 180	89, 440		
計						184, 300		
単価						184, 300	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単一12号	補修 F 2 【夜間】		単位	回	数量	1	単価	92, 150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工								
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員 5 名 排気量 1. 5 L	人	1	47, 430	47, 430		
			時間	4	11, 180	44, 720		
計						92, 150		
単価						92, 150	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一13号	トンネル照明器具清掃工	笹子トンネル (764灯)	単位	回	数量	1	単価	1,556,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	764	2,036	1,555,504		
計						1,555,504		
単価						1,556,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一14号	トンネル照明器具清掃工	不動トンネル (4灯)	単位	回	数量	1	単価	8,144
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	4	2,036	8,144		
計						8,144		
単価						8,144	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一15号	トンネル照明器具清掃工	都留トンネル（81灯）	単位	回	数量	1	単価	165,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	81	2,036	164,916		
計						164,916		
単価						165,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一16号	トンネル照明器具清掃工	都留第二トンネル（216灯）	単位	回	数量	1	単価	439,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	216	2,036	439,776		
計						439,776		
単価						439,800	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一17号	トンネル照明器具清掃工	観音トンネル (9灯)	単位	回	数量	1	単価	18,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	9	2,036	18,324		
計						18,324		
単価						18,330	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一18号	トンネル照明器具清掃工	スバル立体下 (10灯)	単位	回	数量	1	単価	20,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	10	2,036	20,360		
計						20,360		
単価						20,360	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一19号	トンネル照明器具清掃工	万沢トンネル (53灯)	単位	回	数量	1	単価	108,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	53	2,036	107,908		
計						107,908		
単価						108,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一20号	トンネル照明器具清掃工	塩沢トンネル (290灯)	単位	回	数量	1	単価	590,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	290	2,036	590,440		
計						590,440		
単価						590,500	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一21号	トンネル照明器具清掃工	南部トンネル (350灯)	単位	回	数量	1	単価	712,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	350	2,036	712,600		
計						712,600		
単価						712,600	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一22号	トンネル照明器具清掃工	新榎ノ木トンネル (69灯)	単位	回	数量	1	単価	140,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	69	2,036	140,484		
計						140,484		
単価						140,500	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一23号	トンネル照明器具清掃工	西島トンネル (222灯)	単位	回	数量	1	単価	452,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	222	2,036	451,992		
計						451,992		
単価						452,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一24号	トンネル照明器具清掃工	身延トンネル (86灯)	単位	回	数量	1	単価	175,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	86	2,036	175,096		
計						175,096		
単価						175,100	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一25号	トンネル照明器具清掃工	大月第一トンネル (186灯)	単位	回	数量	1	単価	378,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	186	2,036	378,696		
計						378,696		
単価						378,700	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一26号	トンネル照明器具清掃工	大月第二トンネル (135灯)	単位	回	数量	1	単価	274,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	135	2,036	274,860		
計						274,860		
単価						274,900	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一27号	洞門照明器具清掃工	長柿洞門（19灯）	単位	回	数量	1	単価	38,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	19	2,036	38,684		
計						38,684		
単価						38,690	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一28号	洞門照明器具清掃工	宮原洞門（35灯）	単位	回	数量	1	単価	71,260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	35	2,036	71,260		
計						71,260		
単価						71,260	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一29号	洞門照明器具清掃工	切石洞門（27灯）	単位	回	数量	1	単価	54,980
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	27	2,036	54,972		
計						54,972		
単価						54,980	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一30号	洞門照明器具清掃工	豊岡洞門（13灯）	単位	回	数量	1	単価	26,470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	13	2,036	26,468		
計						26,468		
単価						26,470	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一31号	洞門照明器具清掃工	富士洞門（41灯）	単位	回	数量	1	単価	83,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	41	2,036	83,476		
計						83,476		
単価						83,480	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一32号	洞門照明器具清掃工	境川洞門（45灯）	単位	回	数量	1	単価	91,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	45	2,036	91,620		
計						91,620		
単価						91,620	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一33号	洞門照明器具清掃工	切久保洞門（5灯）	単位	回	数量	1	単価	10,180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	5	2,036	10,180		
計						10,180		
単価						10,180	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一34号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第一トンネル（90灯）	単位	回	数量	1	単価	247,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	90	2,747	247,230		
計						247,230		
単価						247,300	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一35号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第二トンネル（185灯）	単位	回	数量	1	単価	508,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	185	2,747	508,195		
計						508,195		
単価						508,200	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一36号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	和田トンネル（171灯）	単位	回	数量	1	単価	469,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	171	2,747	469,737		
計						469,737		
単価						469,800	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一37号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	角打トンネル（123灯）	単位	回	数量	1	単価	337,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	123	2,747	337,881		
計						337,881		
単価						337,900	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一38号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	丸滝トンネル（190灯）	単位	回	数量	1	単価	522,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	190	2,747	521,930		
計						521,930		
単価						522,000	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一39号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第一トンネル（106灯）	単位	回	数量	1	単価	291,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	106	2,747	291,182		
計						291,182		
単価						291,200	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一40号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第二トンネル（181灯）	単位	回	数量	1	単価	497,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	181	2,747	497,207		
計						497,207		
単価						497,300	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一41号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第一トンネル（142灯）	単位	回	数量	1	単価	390,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	142	2,747	390,074		
計						390,074		
単価						390,100	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一42号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第二トンネル（113灯）	単位	回	数量	1	単価	310,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	113	2,747	310,411		
計						310,411		
単価						310,500	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一43号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	上八木沢トンネル (191灯)	単位	回	数量	1	単価	524,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	191	2,747	524,677		
計						524,677		
単価						524,700	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一44号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第一トンネル (139灯)	単位	回	数量	1	単価	381,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	139	2,747	381,833		
計						381,833		
単価						381,900	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一45号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第二トンネル（59灯）	単位	回	数量	1	単価	162,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	59	2,747	162,073		
計						162,073		
単価						162,100	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一46号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第三トンネル（71灯）	単位	回	数量	1	単価	195,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	71	2,747	195,037		
計						195,037		
単価						195,100	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一47号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第四トンネル（248灯）	単位	回	数量	1	単価	681,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	248	2,747	681,256		
計						681,256		
単価						681,300	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一48号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	塩沢トンネル（164灯）	単位	回	数量	1	単価	450,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	164	2,747	450,508		
計						450,508		
単価						450,600	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一49号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	醍醐山トンネル（306灯）	単位	回	数量	1	単価	840,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	306	2,747	840,582		
計						840,582		
単価						840,600	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一50号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	一色トンネル（257灯）	単位	回	数量	1	単価	706,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	257	2,747	705,979		
計						705,979		
単価						706,000	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一51号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	城山トンネル（281灯）	単位	回	数量	1	単価	772,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	281	2,747	771,907		
計						771,907		
単価						772,000	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一52号	トンネル照明器具清掃工 【夜間】	鴨狩津向トンネル（150灯）	単位	回	数量	1	単価	412,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表面及び内面清掃			灯	150	2,747	412,050		
計						412,050		
単価						412,100	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	LED道路照明灯具（建電協型）	KCE100-2	単位	台・本	数量	1	単価	157,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
LED道路照明器具（建電協型）		KCE100-2	台	1	157,000	157,000		
計						157,000		
単価						157,000	円／台・本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	LED道路照明灯具（建電協型）	KCE070-2	単位	台・本	数量	1	単価	141,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
LED道路照明器具（建電協型）		KCE070-2	台	1	141,000	141,000		
計						141,000		
単価						141,000	円／台・本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	単位	時間	数量	1	単価	9, 623
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0. 2	31, 926	6, 385		
	軽油		L	3. 6	130	468		
	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	1	2, 770	2, 770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9, 623		
	単価					9, 623	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1. 5 L	単位	時間	数量	1	単価	7,757
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.25	27,336	6,834		
ガソリン		レギュラー	L	2.7	141	380		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	1	543	543		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,757		
単価						7,757	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型１１．０～１２．０ｍ ２００ｋｇ２名	単位	時間	数量	1	単価	12,820
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0.2	47,889	9,577		
	軽油		L	3.6	130	468		
	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型１１．０～１２．０ｍ ２００ｋｇ２名	時間	1	2,770	2,770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					12,820		
	単価					12,820	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1. 5 L	単位	時間	数量	1	単価	11,180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.25	41,004	10,251		
ガソリン		レギュラー	L	2.7	141	380		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	1	543	543		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						11,180		
単価						11,180	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	表面及び内面清掃		単位	灯	数量	100	単価	2,036
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.6	33,966	20,379		
普通作業員			人	2.2	27,438	60,363		
高所作業車運転		表面及び内面清掃	日	2.1	56,600	118,860		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		3,998		
計						203,600		
単価						2,036	円／灯	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	表面及び内面清掃		単位	灯	数量	100	単価	2,747
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.6	50,949	30,569		
普通作業員			人	2.2	41,157	90,545		
高所作業車運転		表面及び内面清掃	日	2.1	70,270	147,567		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		6,019		
計						274,700		
単価						2,747	円／灯	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	19, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	19, 074	19, 074		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						19, 080		
単価						19, 080	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 646	17, 646		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 650		
単価						17, 650	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002500	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	28, 620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	28, 611	28, 611		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						28, 620		
単価						28, 620	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002500	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	26, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	26, 469	26, 469		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						26, 470		
単価						26, 470	円／人日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00000002000

	高所作業車運転	表面及び内面清掃	単位	日	数量	1	単価	56, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	27, 336	27, 336		
	軽油		L	23	130	2, 990		
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[フ-ム型・幅広デッキ旋回タイプ] 作業床高8～10m未満	日	1. 42	18, 500	26, 270		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					56, 600		
	単価					56, 600	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002500

	高所作業車運転	表面及び内面清掃	単位	日	数量	1	単価	70,270
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	41,004	41,004		
	軽油		L	23	130	2,990		
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[フ-ム型・幅広デッキ旋回タイプ] 作業床高8～10m未満	日	1.42	18,500	26,270		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					70,270		
	単価					70,270	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	41,751,284	直接工事費	41,751,284	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		41,751,284	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		41,751,284		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.14 %		0 %		
施工地域等補正		1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		11.4 %				
計上額		4,759,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	41,751,284		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	46,510,284	単独（追加工事）直接工事費	41,751,284	単独（追加工事）共通仮設費	4,759,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	46,510,284	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	46,510,284		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.49％		0％		0％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	45.1％（43.79％×週休1.03）		0％		
計上額	20,976,000		0		0
			3,718,254（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費

電気通信技術者

電気通信技術員

技術者間接費率

技術者間接費

SI技術者労務費

SI電気通信技術者

SI電気通信技術員

SI技術者間接費率

SI技術者間接費

技術者間接費計上額

(2) 機器管理費

機器単体費

機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】

機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】

機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】

機器管理費対象外

機器管理費対象額

機器管理費率（補正前）

補正係数

機器管理費率（補正後）

機器管理費計上額

機器間接費費計上額

0

0

0

0

0

0

18.22 %

0

0 %

0

0

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所 防災課	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	主工種	道路維持工事
契約区分	国債（翌債を含む）の分任官		

工事原価	67,486,284				
純工事費	46,510,284	現場管理費	20,976,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	0	工場製作原価	0		
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	67,486,284	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	67,486,284	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	67,486,284				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.95 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	12,133,716				
業務委託料等	0				
調査基準価格	79,101,000				
調査基準価格の100/110	71,910,000	（ 90.32 % ）			

請負工事費計算書

(1) 機器単体費 -----	0
(2) 直接工事費 -----	83, 502, 568
(3) 共通仮設費 -----	9, 518, 000
(4) 純工事費 -----	93, 020, 568

(2) + (3)

(5) 現場管理費 -----	41, 952, 000
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
(7) 機器間接費 -----	0
(8) 工事原価 -----	134, 972, 568

(4) + (5) + (6) + (7) + (18)

(9') 一般管理費等 (計上額) -----	24, 267, 432
(10) その他費目計 -----	0
(11) 業務委託料等 -----	0

(12) 工事価格 -----	159, 240, 000
-----------------	---------------

(1) + (8) + (9') + (10) + (11) (万円未満切り捨て)

(18) 工場製作原価 ----- 0

((9) 一般管理費等 (計算額) 24, 281, 564)

(13) 消費税相当額 -----	15, 924, 000
-------------------	--------------

(14) 請負工事費 -----	175, 164, 000
------------------	---------------

(12) + (13)

(15) 入札書比較価格 -----	159, 240, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(16) 調査基準価格 -----	158, 202, 000
-------------------	---------------

(17) 調査基準価格の100/110 -----	143, 820, 000
---------------------------	---------------

(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)

R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

関東地方整備局甲府河川国道事務所

第 1 条 総則

第 1 条 適用

- (1) この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和 7 年 3 月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- (2) この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- (3) この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
- (4) 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

- 1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
- 2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事で行なければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

(3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 現場代理人(契約書第10条)

現場代理人について工事現場における常駐を要しない機関については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成22年9月6日付国地契第20号)による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

- 1) 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
- 2) 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3) 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

【一般国道20号】

起点	山梨県上野原市上野原地先	緯度	35° 37' 13"	経度	139° 07' 41"
終点	長野県諏訪郡富士見町地先	緯度	35° 51' 35"	経度	138° 17' 01"

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、甲府河川国道事務所管内の一般国道4路線と直轄高速道路(20号、52号、138号、139号、中部横断自動車道)における道路照明施設の維持を行うものである。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表— 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表— 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表— 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表— 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表— 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表— 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表— 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表— 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 1 1 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 2 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 1 3 条 工事書類の作成

- (1) 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
- (2) 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- (3) 「工事関係書類一覧表」（別紙様式— 6 ）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

- (4) 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 14 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 15 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 16 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事

中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
・「ワンデーレスポンス」とは 受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる 工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合は、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高くなったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高くなった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和6年3月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第23条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するも

のを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用すること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第24条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１） 洋式（洋風）便器
- （２） 水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３） 臭い逆流防止機能
- （４） 容易に開かない施錠機能
- （５） 照明設備
- （６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物のおける棚等
（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９） サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
- （10） 鏡と手洗器
- （11） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12） 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （13） 擬音装置（機能を含む）
- （14） 着替え台
- （15） 臭気対策機能の多重化
- （16） 室内温度の調整が可能な設備
- （17） 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 25 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、道路照明維持工事（トンネル照明清掃工）と道路照明設備工事は道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）B型標準図、補修は有資格者1名と無資格者1名を1パーティとし、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持補修工（令和8年度）	昼間作業	210人（うち有資格者90人）	交代要員なし
道路照明維持補修工（令和8年度）	夜間作業	30人（うち有資格者15人）	交代要員なし
道路照明維持補修工（令和9年度）	昼間作業	210人（うち有資格者90人）	交代要員なし
道路照明維持補修工（令和9年度）	夜間作業	30人（うち有資格者15人）	交代要員なし
合計		480人（うち有資格者210人）	

第26条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - （1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - （2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上のとなる日を、真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３） 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４） 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５） 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

（６） 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第27条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第28条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第29条 路上工事の縮減等

受注者は路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第30条 交通規制日数の報告

現道上での維持修繕工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第31条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定めら

れた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第32条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第33条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第34条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第35条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第36条 週休2日交替制適用工事（完全週休2日（受注者希望方式））

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明

示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 37 条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	補修 A1 補修 A2 補修 B1 補修 B2 補修 C1 補修 C2 トンネル・洞門照明器具清掃工 (国道)	8 : 00 ~ 17 : 00
夜間作業	補修 D1 補修 D2 補修 E1 補修 E2 補修 F1 補修 F2 トンネル・洞門照明器具清掃工 (中部横断自動車道)	21 : 00 ~ 翌 6 : 00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第 38 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 39 条 新技術の活用（施工者選定型）

- ①本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- ②本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
- ③受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
- ④当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
- ⑤受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
- ⑥試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
- ⑦受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
- ⑧受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 40 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の

削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式ー7を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第 578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第41条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令

和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 2 条 契約後 V E 方式

① V E 提案の定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

② V E 提案の意義及び範囲

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 1. 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 2. 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 3. 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

③ V E 提案書の提出

1. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

④ V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

⑤ V E 提案の採否

VE 提案の採否について、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

⑥ VE 提案採用後の設計変更等

1. VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
4. VE 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。

⑦ VE 提案の活用と保護

評定の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

⑧ 責任の所在

発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 4 3 条 生産性向上チャレンジ工事

（１）試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

（２）試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 3 8 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

（３）工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

(4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第44条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」（国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき行うものとする。

第45条 総価契約単価合意方式について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

(2) 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

(3) 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第46条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金・労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実

施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第47条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、「土木工事安全施工技術指針」に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、「土木工事安全施工技術指針」に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載

にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第 2 条 器具及び材料

第 4 8 条 器材の確認

下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認器材	摘要
	LED 道路照明器具 専用ケーブル 蛍光ランプ	

第 4 9 条 施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、下記の道路付属施設とする。

- ① 道路照明施設
- ② 歩道橋照明施設
- ③ 地下道照明施設
- ④ トンネル・洞門照明施設

トンネル (国道)	笹子トンネル (照明灯 758 灯, 信号機 6 灯) 不動トンネル (4 灯) 都留トンネル (81 灯) 都留第二トンネル (216 灯) 観音トンネル (9 灯) スバル立体下 (10 灯) 万沢トンネル (53 灯) 塩沢トンネル (290 灯) 南部トンネル (350 灯) 新榎の木トンネル (69 灯) 西島トンネル (222 灯) 身延トンネル (86 灯) 大月第 1 トンネル (186 灯) 大月第 2 トンネル (135 灯)
トンネル (中部横断 自動車道)	大島第一トンネル (90 灯) 大島第二トンネル (185 灯) 和田トンネル (171 灯) 角打トンネル (123 灯) 丸滝トンネル (190 灯) 帯金第一トンネル (106 灯) 帯金第二トンネル (181 灯) 下八木沢第一トンネル (142 灯) 下八木沢第二トンネル (113 灯) 上八木沢トンネル (191 灯) 楮根第一トンネル (139 灯) 楮根第二トンネル (59 灯) 楮根第三トンネル (71 灯) 楮根第四トンネル (248 灯) 塩沢トンネル (164 灯) 醍醐山トンネル (306 灯) 一色トンネル (257 灯) 城山トンネル (281 灯) 鴨狩津向トンネル (150 灯)
洞門	長柿洞門 (19 灯) 宮原洞門 (照明灯 13 灯, 歩道照明 22 灯) 切石洞門 (27 灯) 豊岡洞門 (13 灯) 福士洞門 (41 灯) 境川洞門 (45 灯) 切久保洞門 (5 灯)

第50条 一般事項

1. 補修区間は、甲府河川国道事務所の管理区間（別添—2）とする。
2. 各補修・トンネル（洞門）照明器具清掃を行う場合において、既設設備等に損傷を与えないように行うものとし、損傷を与えた場合には速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の負担に於いてこれを修理又は取り替えるものとする。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会いのうえ、該当物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責任により地下埋設物件などに損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置を取り、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
5. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処理については、占有企業者全体の立ち合いを求め、管理者を明確にしなければならない。
6. 清掃作業実施前には、監督職員及びトンネル施設保守業務委託受注者と緊密な連絡を取り、必ず両坑口の道路情報板の点灯確認と、両坑口に設置してある工事標識版の表示が「トンネル内清掃作業」に対するものとなっているか確認のうえ着手するものとする。
7. 屋内工事にあたっては、整理整頓を必ず行うこと。また、入退出などは監督職員及び敷地・建物の管理者の許可を得るものとする。
8. 高所作業にあたっては、安全帽、安全靴及び墜落制止用器具等を着用し、墜落事故などの発生を防止しなければならない。
9. 工事の施工にあたっては、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法に基づく措置を講じておくものとする。特に建設機械の運転、仮設備、土木工事等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
10. 本工事で使用する高所作業車及び標識車等は、全て持込とし、貸与は行わないものとする。

第51条 道路照明維持補修工

道路照明維持補修工の内容は下記の通りとし、監督職員の指示により施工するものとする。

なお、作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

1. 補修

- （1）第50条に示す区間における障害箇所の補修又は調査
- （2）作業中に発見した障害箇所の補修又は調査
- （3）緊急を要する障害箇所補修又は調査
- （4）照明ポールに照明器具の落下防止を図るため、ワイヤーなどを使用し落下防止措置を取るものとする。

なお、補修を行う照明器具などについては清掃を行うものとする。

また、上記補修作業にて使用する維持材料は、別添—１のとおりとし、数量に増減があった場合は、受注者の責に帰する場合を除き、契約変更の対象とする。

また、補修作業の構成は下記の通りとし、補修回数等の変更は設計変更の対象とする。

【補修Ａ】

補修Ａ１は、電工２人、普通作業員１人の構成で高所作業車（１２ｍ：持込）により昼間に８時間を１回として施工するものである。

補修Ａ２は、電工２人、普通作業員１人の構成で高所作業車（１２ｍ：持込）により昼間に４時間を１回として施工するものである。

【補修Ｂ】

補修Ｂ１は、電工２人、普通作業員１人の構成でライトバンにより昼間に８時間を１回として施工するものである。

補修Ｂ２は、電工２人、普通作業員１人の構成でライトバンにより昼間に４時間を１回として施工するものである。

【補修Ｃ】

補修Ｃ１は、電工２人の構成でライトバンにより昼間に８時間を１回として施工するものとする。

補修Ｃ２は、電工２人の構成でライトバンにより昼間に４時間を１回として施工するものとする。

【補修Ｄ】

補修Ｄ１は、電工２人、普通作業員１人の構成で高所作業車（１２ｍ：持込）により夜間に８時間を１回として施工するものである。

補修Ｄ２は、電工２人、普通作業員１人の構成で高所作業車（１２ｍ：持込）により夜間に４時間を１回として施工するものである。

【補修Ｅ】

補修Ｅ１は、電工２人、普通作業員１人の構成でライトバンにより夜間に８時間を１回として施工するものである。

補修Ｅ２は、電工２人、普通作業員１人の構成でライトバンにより夜間に４時間を１回として施工するものである。

【補修Ｆ】

補修Ｆ１は、電工２人の構成でライトバンにより夜間に８時間を１回として施工するものとする。

補修Ｆ２は、電工２人の構成でライトバンにより夜間に４時間を１回として施工するものとする。

２．トンネル・洞門照明器具清掃工

- 1) 照明器具内面、反射板及びランプの清掃は、乾いたウエス等で清掃するものとする。
- 2) 清掃回数は、年1回とする。
- 3) 清掃対象のトンネル及び洞門は、第49条に示すものとする。
- 4) 中部横断自動車道のトンネル照明器具清掃は、夜間作業とする。施工時期や交通誘導警備員の配置等は、監督職員や関係機関との協議の上決定するものとする。

第52条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第53条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第54条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第55条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第56条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第57条 震災対策

- 1) 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2) 地震注意情報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第58条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係る以下のものを電子データにて提出すること。
 1. 道路施設台帳作成総括表
 2. 道路施設基本データ総括表
 3. 道路施設基本データ一覧表
 4. 道路施設台帳チェックシート
 5. 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 6. 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 7. 工事数量総括表

第59条 電気受給契約に関する資料等の作成

道路照明施設を設置、撤去、移設、又はランプや安定器の交換等を行う場合は、以下の資料の作成を行うこと。

(1) 電気需給契約に関する資料の作成

電力会社が定める電気供給約款に基づく申請資料を作成し、監督職員の確認を受けた上で電力会社に提出（申請）を行うこと。

また、申請後には、申請書の控えを監督職員に提出すること。

(2) 照明調書の作成

監督職員の指示に基づき、照明調書の作成又は修正を行うこと。

なお、提出部数は監督職員の指示によるものとする。

第60条 ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有廃棄物の取り扱い

(1) 本工事の撤去品に安定器が含まれる場合は、安定器を破損させないよう撤去を行い、安定器内にPCBが含まれていないことをメーカーweb サイト等により確認のうえ、その結果を証明書とともに監督職員に報告すること。

(2) 受注者は、前項報告を行わずに撤去品を処分してはならない。

第61条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第62条 相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションを図ることを目的とし、作業内容、安全対策、工期設定や必要経費等について相談窓口を設置している。相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：道路（管理）担当副所長

電話：055-252-5491（代表）

第3条 個人情報の取り扱いについて

第63条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第64条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第65条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第66条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第67条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第68条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第69条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第70条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 7 1 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 7 2 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 7 3 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

維持材料一覧

品 名	規 格	単位	R 8	R 9	備 考
L E D 照明器具	KCE100-2	個	3 0	3 0	
L E D 照明器具	KCE070-2	個	6 0	6 0	
専用ケーブル	直線ポール用	本	9 0	9 0	
蛍光ランプ（直管型）	FL-20 （スタータ型）	個	3	3	
蛍光ランプ（直管型）	FLR-40 （フリットスタート形）	個	5 5	5 5	

甲府河川国道事務所管内道路管理区間

路 線	区 間	延 長
20号 (大月BP)	自：山梨県上野原市大字上野原字井戸尻8608番2 至：長野県諏訪郡富士見町大字落合字加藤202番	103,396m (3,000m)
52号	自：山梨県南巨摩郡南部町大字万沢 字境川6911番1 至：山梨県甲府市丸の内二丁目603番	72,711m (524m)
138号	自：山梨県富士吉田市上吉田字上町669番1 至：山梨県南都留郡山中湖村大字平野 字向切詰507番1	14,248m
139号 (都留BP)	自：山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1425番 至：山梨県大月市駒橋一丁目字大原911番1	51,516m (6,391m)
中部横断自 動車道	自：山梨県南巨摩郡南部町富士字真篠1167番4 至：山梨県西八代郡市川三郷町宮原字 御領戸40番1	28,390m
合 計		270,261m (9,915m)

() 書はバイパス管理区間

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 37 条、第 51 条
安全対策 関係	■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。	第 25 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

[illegible][illegible]

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください										
		金額単位:千円										
費目	元請・元請外注	元請	元請外注	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			合計	道路土工	橋水橋造物工	法面工	道路土工	交通橋梁	地盤調査・試験	伐倒工		
(1) 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,314	1,441	8,600	2,550	0	0	0	158	
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0	0	
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	138	
(3) 機械機具等賃料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	56	138	0	0	0	20	
(4) 資材・機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283		
(1) 共通仮設費	8,068	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0		
イ 運搬費	2,389	70	2,319	1,750	120	440	0	0	0	0		
A 運搬材	259	70	189	80	80	40	0	0	0	0		
1 仮設材①	100	0	100	0	0	40	0	0	0	0		
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4 敷設材料	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0		
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7 橋梁用仮設桁架	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
8 橋みふみ取り用土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 建設機械20未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0		
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0		
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0		
C 建設機械20以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0		
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0		
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0		
ロ 車庫費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0		
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0		
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0		
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
二 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0		
安全留意度「建設工事の安全対策防止対策要綱」について選択												
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0		
① 工事区域内全員の安全管理上の監視、あるいは連絡等による費用(後者の保安要員の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
② 不稼働日の保安要員の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 標示板、標識、保安標、防護標、バリケード等の安全施設設置の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の賃料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑤ 撤去予定の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑥ 河川・海岸工事における取囲欄に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0		
⑧ 長大トンネル等における防火安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑪ 国土交通省(運輸)発注工事における(1)再任設置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 交通隊員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0		
C 鉄道受渡安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
D 乗客等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0		
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
F 道路安全標識・警戒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
G タム架設・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0		
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0		
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0		
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0		
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0		
F 各種台帳等	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0		
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0		
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0		
A 建築物	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 橋上梁	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0		
C 電柱等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0		
E 監督員居所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0		
F 乗客等	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0		
G 乗客等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リ 技術関係経費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 現場管理費	11,614	7,166	4,448	2,000	639	2,768	1,080	1,111	320	283		
イ 労務管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	11		
A 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 研修訓練等に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0		
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0		
ニ 社員等従業員給付手当	6,867	4,917	3,450	1,001	980	359	792	33	214	91		
ホ 退職金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ヘ 保険料	206	0	208	102	0	0	0	83	0	0		
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0		
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	83	0	0	0		
④ 船主保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	0	4		
⑥ その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45		
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	0	0	1		
B 雇用保険料	189	43	146	30	22	12	30	7	2	3		
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15		
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16		
E 介護保険料	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0		
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	0	0	0	0		
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ル 交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	0	43		
ロ 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0		
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	0	23	84	
③ 外注費(下請)は、外注一般管理費等の自動計算値	-1,494	41,750	-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21		
④ 一般管理費等	-1,355	-1,355	0	-2,354	-707	1,981	-25	0	0	21		
⑤ 関係等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事の場合、勘合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑥ 場合は、勘合費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑦ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として 追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審 査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書のとめる内容、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式一 6 (3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

平成 年 月 日 号

V E 提案採否通知書

○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「○ VE 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出され
ましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

[illegible]

(注) 採否に関する問い合わせ先

④ 安全管理																	真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員 ・箇所は、出来形管理写真
	48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○		○									・確認・立会依頼書添付す 必要はない。 ・監督職員又は現場技術員 ・箇所は、出来形管理写真等 ・監督職員又は現場技術員 ・箇所は、出来形管理写真
	49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○					○						ASP、電子メールなどによ ただし、現道上の工事につ
⑤ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○				○							監督職員へ実施内容の提
	51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○		○			○						事故が発生した場合、直ち の概要を書面により速やか
	52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○		○									事故報告書はSAS(建設 テム)により作成して提出 求があった資料を提出する
⑤ 工程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○		○									工程の進捗状況を把握す を求めることがある。根拠
⑥ 品質	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○		○									指定材料のみ提出(設計 む)。
金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○			○								
	56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○			○								
	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○			○								
	58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○			○								
	59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○			○								
	60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○			○								
	62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○								中間技術検査時にも提出
	62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
	63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○			○								
	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○			○								
	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○			○								部分使用がある場合に提
	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○			○								工期延期が発生する場合
品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に
設 機	68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出
	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場
	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場
品	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に
	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○								既済部分検査等の際に提
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○					○						・産業廃棄物がある場合に く、コピーの提出不要。
	74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○							
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○							
	76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○				○							新技術情報提供システム 技術を活用して工事施工
工	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○			○								
	78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○			○								
	79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○			○								
	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事 ・出来形の測定位置が分か ・測定結果総括表、測定結 (工程能力図)、度数表(ヒ 出来形管理図表にて代用可
	81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事 ・品質の測定位置が分か ・測定結果総括表、測定結 (工程能力図)、度数表(ヒ 質管理図表にて代用可能
	82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場 ・品質証明に関する添付書
	83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっ を適用する。 ・電子納品等運用ガイドラ づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出 ・不可視部分を含め、監督 場で確認した箇所は、出 省略 ・監督職員等が確認や立 要。
	84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○			○								総合評価落札方式を適用 る。
	85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工 て、特に評価できる項目を 1工事につき最大10項目
			共通仕様書1-1-1-20														・電子納品等運用ガイドラ づき、原則、電子成果品

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 防災課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備 【令和 8 年度】		式		1		
道路照明維持補修工 【令和 8 年度】		式		1		
道路照明維持工		式		1		
維持材料費		式		1		
補修 A 1		回		20		
補修 A 2		回		5		
補修 B 1		回		10		
補修 B 2		回		5		
補修 C 1		回		5		
補修 C 2		回		15		
補修 D 1 【夜間】		回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
補修D 2 【夜間】		回		1		
補修E 1 【夜間】		回		1		
補修E 2 【夜間】		回		1		
補修F 1 【夜間】		回		1		
補修F 2 【夜間】		回		10		
トンネル・洞門照明器具清掃工		式		1		
トンネル照明器具清掃工	笹子トンネル (764灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	不動トンネル (4灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	都留トンネル (81灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	都留第二トンネル (216灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	観音トンネル (9灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
トンネル照明器具清掃工	スパル立体下 (10灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	万沢トンネル (53灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	塩沢トンネル (290灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	南部トンネル (350灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	新榎ノ木トンネル (69灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	西島トンネル (222灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	身延トンネル (86灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	大月第一トンネル (186灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	大月第二トンネル (135灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	長柿洞門 (19灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	宮原洞門 (35灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
洞門照明器具清掃工	切石洞門 (27灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	豊岡洞門 (13灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	福士洞門 (41灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	境川洞門 (45灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	切久保洞門 (5灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第一トンネル (90灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第二トンネル (185灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	和田トンネル (171灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	角打トンネル (123灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	丸滝トンネル (190灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第一トンネル (106灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第二トンネル (181灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第一トンネル (142灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第二トンネル (113灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	上八木沢トンネル (191灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第一トンネル (139灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第二トンネル (59灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第三トンネル (71灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第四トンネル (248灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	塩沢トンネル (164灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	醍醐山トンネル (306灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	一色トンネル (257灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	城山トンネル (281灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	鴨狩津向トンネル (150灯)	回		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
交通誘導警備員 【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備 【令和 9 年度】		式		1		
道路照明維持補修工 【令和 9 年度】		式		1		
道路照明維持工		式		1		
維持材料費		式		1		
補修 A 1		回		20		
補修 A 2		回		5		
補修 B 1		回		10		
補修 B 2		回		5		
補修 C 1		回		5		
補修 C 2		回		15		
補修 D 1 【夜間】		回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
補修D 2 【夜間】		回		1		
補修E 1 【夜間】		回		1		
補修E 2 【夜間】		回		1		
補修F 1 【夜間】		回		1		
補修F 2 【夜間】		回		10		
トンネル・洞門照明器具清掃工		式		1		
トンネル照明器具清掃工	笹子トンネル (764灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	不動トンネル (4灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	都留トンネル (81灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	都留第二トンネル (216灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	観音トンネル (9灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
トンネル照明器具清掃工	スパル立体下 (10灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	万沢トンネル (53灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	塩沢トンネル (290灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	南部トンネル (350灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	新榎ノ木トンネル (69灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	西島トンネル (222灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	身延トンネル (86灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	大月第一トンネル (186灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工	大月第二トンネル (135灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	長柿洞門 (19灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	宮原洞門 (35灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
洞門照明器具清掃工	切石洞門 (27灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	豊岡洞門 (13灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	福士洞門 (41灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	境川洞門 (45灯)	回		1		
洞門照明器具清掃工	切久保洞門 (5灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第一トンネル (90灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	大島第二トンネル (185灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	和田トンネル (171灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	角打トンネル (123灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	丸滝トンネル (190灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第一トンネル (106灯)	回		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	帯金第二トンネル (181灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第一トンネル (142灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	下八木沢第二トンネル (113灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	上八木沢トンネル (191灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第一トンネル (139灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第二トンネル (59灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第三トンネル (71灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	楮根第四トンネル (248灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	塩沢トンネル (164灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	醍醐山トンネル (306灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	一色トンネル (257灯)	回		1		

工事数量総括表

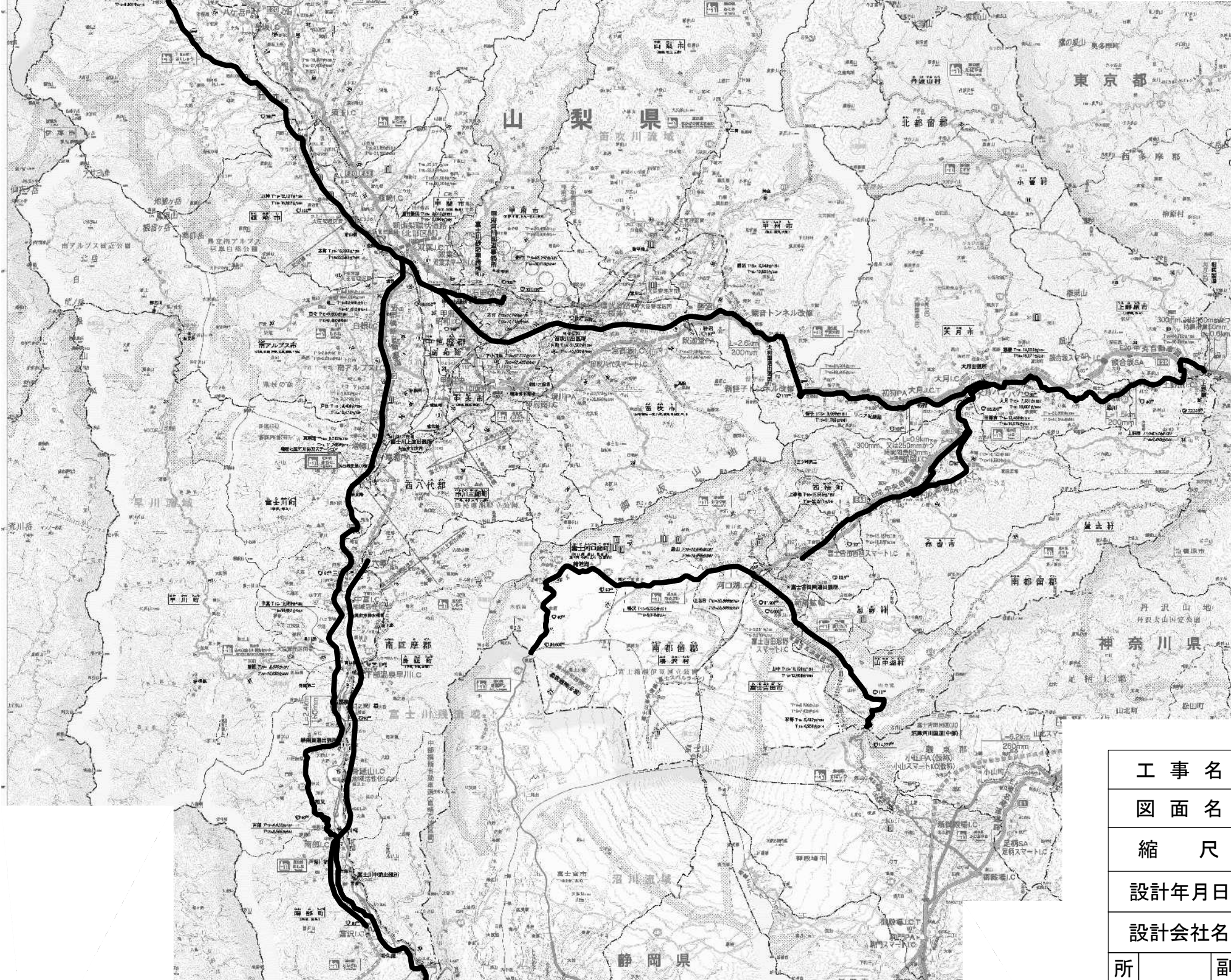
工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	城山トンネル (281灯)	回		1		
トンネル照明器具清掃工 【夜間】	鴨狩津向トンネル (150灯)	回		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
交通誘導警備員 【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 甲府道路照明施設等維持工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		



工 事 名		R8・9甲府	
図 面 名			
縮 尺			
設計年月日		令和	
設計会社名			
所		副	課